

開かれた市政のために

情報公開・個人情報保護制度

市は、情報公開条例により、市・教育委員会・議会などの実施機関が保有する情報の公開を行っています。また、個人情報保護条例により、市民の皆さんの個人情報について適切な取り扱いの確保に努め、本人からの請求により情報の開示を行っています。

令和2年度の実施状況は、情報公開が401件、個人情報の開示が118件でした。

詳しくは、行政管理課（☎47-8294）へ。

市政情報コーナーのご案内 インターネットからも！

市で作成した小冊子や公文書目録、審議会会議録などの資料は、市役所3階の市政情報コーナーや市立図書館3階の行政資料コーナーで閲覧できるほか、市HPや市公式LINEアカウントからも閲覧・ダウンロードすることができます。



市HP

マイナンバーカード 休日・夜間窓口開設 交付・申請

市は、平日の業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、マイナンバーカード交付・申請などの休日・夜間窓口を開設します。

- とき／【休日窓口】7月11日(日)・25日(日) いずれも午前10時～午後4時 【夜間窓口】7月中の火・木曜日 いずれも午後5時15分～7時30分 ※22日(祝)を除く
- ところ／窓口サービス課
- 内容／マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新、マイナポイント設定支援
- 問合せ／同課（☎47-8764）へ



マイナちゃん

排水設備を清掃・修理！ 不審な業者に注意を！

市から委託・派遣されているかのように装って、宅内マスなどの排水設備の点検を行い、有料の清掃や修理を強引にすすめる業者が、市内を巡回することがありますので、ご注意ください。

市は、個人の宅地内の排水管などの点検・清掃を業者に委託したり、皆さんに事前にお知らせすることなく、調査をしたりすることはありません。また、宅内マスにごみや汚れがなく、水がスムーズに流れていれば、清掃や修理の必要はありません。

不審な業者が訪れた場合は、下水道課（☎47-8714）へご連絡ください。

国民年金保険料の免除制度

国民年金の加入者で、保険料を納めるのが困難な場合は、申請によって、「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の免除、納付猶予、学生納付特例の制度を利用することができます。

いずれの制度も所得審査があります。また、部分免除の場合、承認後の保険料が納付されないと、免除は無効になり未納期間となりますので必ず納めてください。

- 申請窓口／国保医療課、各地域事務所、各市民サービスセンター、大垣年金事務所など
- 持ち物／年金手帳、運転免許証など本人確認ができるもの、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票（失業中の人）
- 問合せ／国保医療課 年金グループ（☎47-8129）または、大垣年金事務所（☎78-5166）へ

敬老・金婚祝金を贈ります

市は、敬老の日にあわせて、敬老祝金と金婚祝金を贈ります。

いずれも9月1日現在で市内に住民登録があり、9月15日現在で1年以上市内に居住している人が対象で、申請手続きは次のとおりです。

詳しくは、高齢福祉課（☎47-7424）へ。

【敬老祝金】

77歳（喜寿）、88歳（米寿）の人には、「敬老祝金支給申出書」を6月下旬に郵送しましたので、必要事項を記入し、7月30日までに申請してください。

高齢福祉課、各地域事務所、各市民サービスセンターでも申請可能ですが、新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送での申請にご協力ください。

なお、100歳の人は申請不要で、市から直接連絡します。

【金婚祝金（結婚50年）】

対象となる人（昭和46年1月1日～同年12月31日に婚姻届を提出した夫婦）は、戸籍抄本と申請者名義の通帳を持参し、7月30日までに高齢福祉課、各地域事務所、各市民サービスセンターで申請手続きをしてください。

なお、戸籍抄本は本籍のある役場でのみ交付しますので、市外に本籍がある人は、事前に取得してください。戸籍の郵送などによる請求方法は、各役場に直接お尋ねください。

区分	対 象		金 額
敬老祝金	77歳(喜寿)	昭和18年9月16日～昭和19年9月15日生まれ	5,000円
	88歳(米寿)	昭和7年9月16日～昭和8年9月15日生まれ	1万円
	※100歳(百寿)の人には、祝金(5万円)と祝品を誕生日にお届けします		
金婚祝金	昭和46年1月1日～昭和46年12月31日に婚姻届を提出した夫婦		1組1万円

介護保険負担割合証を 更新します

要介護・要支援の認定を受けている人、介護予防・日常生活支援総合事業を利用している人に交付している「介護保険負担割合証」の有効期限は、7月31日までです。

新しい負担割合証を7月下旬に送付しますので、8月1日以降に介護保険サービスを利用する場合には、被保険者証と新しい負担割合証を2枚一緒に介護保険サービス事業所などへ提示してください。

なお、利用者負担割合は前年の所得によって決定します。

詳しくは、介護保険課（☎47-7406）へ。



保険料の減免・猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主などの令和3年中の収入が前年に比べ3割以上減少するなどの理由で、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請により制度ごとに定められた法令や条例などにに基づき、保険料の減免・猶予制度を受けられる場合があります。

詳しくは、下表の担当課まで、まずは電話でご相談ください。

区 分	担 当 課
国民健康保険	国保医療課 国民健康保険グループ （☎47-8132）
後期高齢者医療保険	国保医療課 福祉医療・後期医療グループ （☎47-8140）
介護保険	介護保険課 資格給付グループ （☎47-7406）
国民年金保険	国保医療課 年金グループ （☎47-8129）